

就学前の障害児通所支援の多子軽減措置について

市民税課税世帯のうち、第2子以降の児童にかかる障害児通所の利用者負担を軽減する制度です。

○対象

- ・小学校就学前の障害児通所支援を利用される子どものうち、兄または姉が保育所等に通う第2子以降の児童

※保育所以外にも次の施設が該当します。

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、認定こども園

- 世帯における市民税所得割合算額が 77,101 円未満（年収約 360 万円未満相当世帯）である場合は、通所給付決定保護者と生計を同一にする子の中で第2子以降の児童

軽減内容と多子軽減の算定方法

- ① 軽減に該当する第2子が利用する場合の利用者負担額→ その月の総費用額 × 5/100
- ② 軽減に該当する第3子が利用する場合の利用者負担額→ 0 円

市民税所得割合算額 77,101円以上 (就学前児童のみによりカウントする)						
	カウント	利用サービス	総費用額	多子軽減	利用者負担額	多子軽減後利用者負担額
7歳 (小学生)	対象外			—		
5歳	第1子	保育所		—		
2歳	第2子	児童発達支援	15,000円	第2子軽減対象者	総費用額の5/100	750円

市民税所得割合算額 77,101円未満 (年齢に関係なく、同一世帯の兄妹含めカウントする)						
	カウント	利用サービス	総費用額	多子軽減	利用者負担額	多子軽減後利用者負担額
7歳 (小学生)	第1子			—		
4歳	第2子	児童発達支援	10,000円	第2子軽減対象者	総費用額の5/100	500円→0円 (無償化対象のため)
2歳	第3子	児童発達支援	15,000円	第3子軽減対象者	0円	0円

毎月の多子軽減後利用者負担額と、利用者負担上限月額を比較して 低い方の額が最終負担額になります